

葬儀後手続き一覧表

種類	手続き	項目	窓口	備考	申請期限	印鑑	印鑑証明証	住民票	戸籍謄本	除籍謄本	除籍抄本	死亡診断書	死亡者の年金手帳(証書)	保険証書	その他
国民年金	遺族基礎年金	遺族補償金の受け取り 国民年金(遺族・基礎・寡婦)受け取りのための裁定請求	住所地の市区町村の 国民年金課、社会保 険事務所	死亡者、受取人により遺族給付が変わります。	すみやかに (5年以内)	●		世帯全員 の写し ●	●	●		●	●		振り込みを受ける金融機関名と口座番号
	寡婦年金				すみやかに (5年以内)	●		世帯全員 の写し ●	●	●		●			
	死亡一時金	死亡一時金の受け取り 手続き	住所地の市区町村の 国民年金課	一時金として受け取る場合。	すみやかに (2年以内)	●		世帯全員 の写し ●	●	●		●			
厚生年金	遺族厚生年金	厚生年金保険受け取りの 裁定請 求	最終勤務地を管轄す る社会 保険事務所	死亡日から5年間、裁定請求をしないと年金 受給権が 消滅します。	すみやかに (5年以内)	●		世帯全員 の写し ●	●	●		●	●		
共済年金	遺族共済年金				すみやかに (5年以内)	●		世帯全員 の写し ●	●	●		●	●		
国民健康保険	葬祭費	埋葬料または葬祭費の 受け取り 手続き (社会保険・国民健康保 険)	会社の総務課、保険 事務所 (社会保険) 市区町村の保険年金 課 (国民健康保険)		2年以内	●						● または 埋葬 許可書		●	死亡を証明する書類
健康保険 (社会保険)	埋葬料(費)				2年以内	●						●		●	事業主の証明
	家族埋葬料				2年以内	●						●		●	事業主の証明または死亡を証明する書類
労災保険	葬祭料	労災による死亡の遺族(補償)年 金一時金の受け取り手続き	所轄の労働基準監督 署	労災保険の年金で、業務上または通勤上の疾病で死亡 した時、給付されます。	2年以内	●		●	●	●		●			
	遺族補償年金				5年以内	●		●	●	●	●	●			
生命保険	死亡保険金	生命保険の受け取り手続き	生命保険会社	勤務先で加入している保険などがあれば聞いて必要書 類を整えます。住宅ローン(団体信用生命)も忘れない ようにします。	3年以内	●	保険金 受取人 ●		保険金 受取人 ●			●		●	最終の支払い保険の領収書 申請期限は保険会社によって違う可能性あり。 申請書類にて要確認
簡易保険	死亡保険金	簡易保険の受け取り手続き	郵便局	死亡保険金請求書、入院給付金特約がある時は入院証 明書	5年以内	●			●		被保険者 ●	●		●	最寄りの郵便局へ要確認
雇用保険	失業保険	雇用保険の資格喪失の届け出	公共職業安定所	失業保険の受給資格者が、死亡時に支給されるべき失 業保険で、まだ支給されていないものがある場合一定 の範囲の遺族が支給を請求できます。											公共職業安定所に要確認
銀行預金 郵便貯金	名義変更	銀行預金・郵便貯金の引き出し と相続手続き	各銀行、郵便局	銀行などが死亡を知ってから相続の手続きが完了する まで支払いは停止されます。		●	相続人 全員 ●		被相続人の 出生から 現在まで ●	●					依頼書、遺産分割協議書、預貯金証書 各金融機関に要確認(特に日本郵政公社)
不動産	名義変更	所有権移転登記貸付金・借入金 の権利移転	法務局	相続と関係します。多額の借金を残して死んだ場合 相続放棄をしたり、遺産の範囲内に限定して相続するこ ともできます。このような場合は家庭裁判所に3カ月 以内に、相続財産のうち登記・登録の必要なものは、 チェックしましょう。		●	相続人 全員 ●	●	被相続人の 出生から 現在まで ●	●					所有権移転(保存)登記申請書 除住民票(被相続人) 固定資産課税台帳登録証明書 遺産分割協議書(遺言)
株券(株式) 社債・国債	名義変更	株式・社債・国債の名義変更	各証券会社・信託銀 行など	無記名債権でもマル優扱等所有者の名義が関係してい る場合があります。無記名債権でもマル優扱等所有者 の名義が関係している場合があります。		●	●		●	●					名義書換請求書(株券、社債、国債等) 各証券会社・信託銀行に要確認
電話	名義変更	電話加入権の継承届け	N T T	電話帳の名前の変更も忘れずに。		●									電話加入権承継届
電気・ガス・水道	名義変更	NHK・電気・ガス・水道等の銀行引 き落とし口座変更	各公共料金機関	印鑑、通帳、領収書の控えを揃え、銀行に変更を依頼 します。		●		●	除籍者を 含む ●						
借地・借家	名義変更	借地・借家の契約	家主・地主												家主・地主への申し出
所得税の 準確定申告		死亡した者の所得税の確定申告	所轄の税務署	会社で源泉徴収している場合は、原則として必要あり ません。故人が確定申告をしていた場合は、相続人が 4ヶ月以内に申告します。	4ヶ月以内	●									
相続税の申告		相続税の申告	所轄の税務署	早めに相続専門の税理士へ相談しましょう。	10ヶ月以内	●	●	●	●						相続税申告書、財産明細書等添付書類
医療費控除による 税金の還付手続き		医療費控除による税金の還付手 続き	所轄の税務署	医療費が10万円以上の場合、確定申告により控除の対 象になります。	5年以内	●			相続人 ●						その年の源泉徴収書・支出を証明する領収書
会社役員の死亡	役員の変更登記	取締役の退社変更手続き	会社、法務局	取締役死亡による退任等の申請を法務局へ。	2週間以内	●	新代表者 ●				●				取締役会議事録 株主総会議事録(社員総会議事録)
自動車	名義変更	自動車税の納税義務消滅の申告	陸運支局、自動車検 査登録事務所	自動車検査証書書き換えによって、新しい所有者に納 税義務が移ります。		●	●	●	●	●					移転登録申請書、自動車検査証、 自動車検査記入申請書(遺産分割協議書)